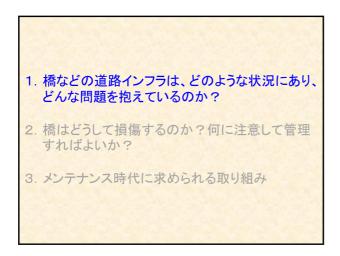
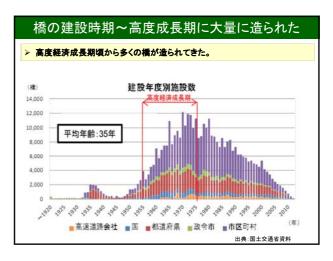
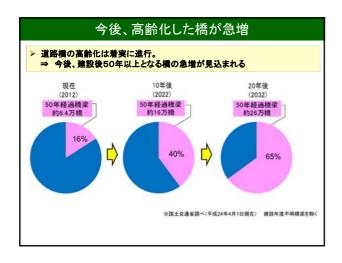


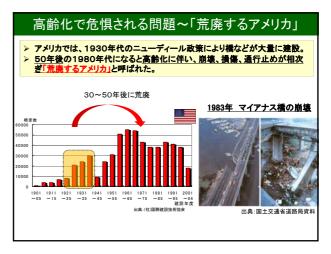
## 本日の講演内容

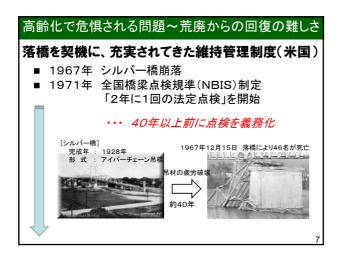
- 1. 橋などの道路インフラは、どのような状況にあり、 どんな問題を抱えているのか?
- 2. 橋はどうして損傷するのか?何に注意して管理すればよいか?
- 3. メンテナンス時代に求められる取り組み



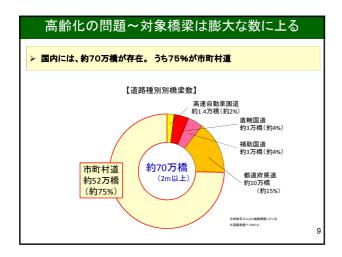


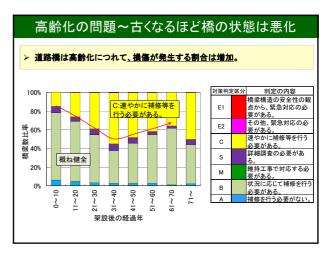


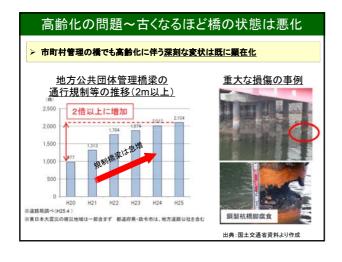














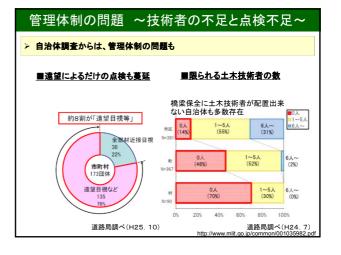


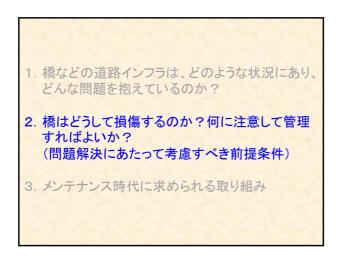




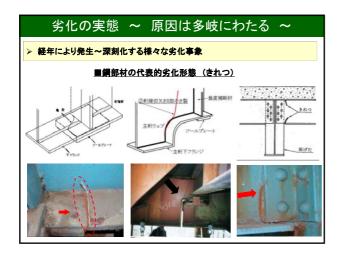


























## ~適切な管理のための留意点~

- ▶ 橋に生じる現象は極めて多岐にわたる。
- ▶ 外観目視困難な場所でも深刻な異常は生じうる。
- ▶ 適切な診断には専門的知識が不可欠なものも多い。
- ▶ 想定外も避けられない。



これら「道路インフラが抱える問題」を踏まえて メンテナンス時代に求められる、問題解決の方向性は?

- 1. 橋などの道路インフラは、どのような状況にあり、 どんな問題を抱えているのか?
- 2. 橋はどうして損傷するのか?何に注意して管理すればよいか?
- 3. メンテナンス時代に求められる取り組み

# 問題解決の方向性 ~維持管理制度の再構築~

#### ▶ 笹子トンネルの事故も踏まえて、制度の見直しが急ピッチで進められた

2012年12月 トンネル内の道路附属物等の緊急点検実施

ジェットファン、照明等 2013年 2月~ 道路ストックの集中点検実施

第三者被害防止の観点から安全性を確認

2013年 5月 道路法の改正

点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設 2014年 4月 『道路の老朽化対策の本格実施に関する提言』

2014年 6月 定期点検要領 通知

正期点模安镇 週知

橋梁・トンネル等の円滑な点検のための具体的な点検方法等を提示

2014年 7月 定期点検に関する省令・告示 施行 5年に1回、近接目視による点検の義務化

2014年 7月~ 全都道府県に道路メンテナンス会議を設置

一括発注、今後5年間の点検計画の策定 等

2014年 9月~ 市町村への技術的支援(直轄診断、自治体研修)

### 問題解決の方向性 ~維持管理制度の再構築~ ▶ 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言(平成26年4月) ■ 目指すべき方向性 道路の老朽化対策の本格実施に向けて二本柱で本格的なメン テナンスサイクルを始動すべき メンテナンスサイクルを確定 メンテナンスサイクルを回す (道路管理者の<mark>義務</mark>の明確化) 仕組みを構築(支援) [点検] [予算] [診断] [体制] [措置] [技術] [記録] [国民の理解・協働]

## 問題解決の方向性 ~維持管理制度の再構築~

### ▶ 道路法の一部改正(H25年5月)

国による、ハード・ソフトの対策強化策

○道路の予防保全の観点も踏まえた点検を含む維持・修繕の実施

○国土交通大臣による維持修繕、点検結果の調査

〇一定の構造物を対象とした国土交通大臣による**修繕・改築の代行** 

33

## 問題解決の方向性 ~維持管理制度の再構築~

▶ 道路法施行規則(平成26年3月31日公布、7月1日施行)

法定点検制度の創設

(道路の維持又は修繕に関する技術基準等)

● 点検は、トンネル等の点検を適正に行うために

必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、

近接目視により、

五年に一回の頻度で行うこと

を基本とすること。

● 前号の点検を行つたときは、当該トンネル等について

健全性の診断を行い、

その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。

# 法定の定期点検の必須条件

- ・「必要な知識と技能を有する者による」
- 「5年に1度の頻度での実施」
- ・「近接目視(またはこれと同等の方法)による」
- ・「健全性の診断を行うこと」

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示 (H26.7.1施行)

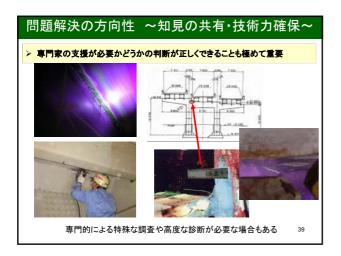
トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類にすること。

l			区分
	I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
	П	予防保全 段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防 保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
	Ш	早期措置 段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早 期に措置を講ずべき状態
	IV	緊急措置 段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる 可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

35









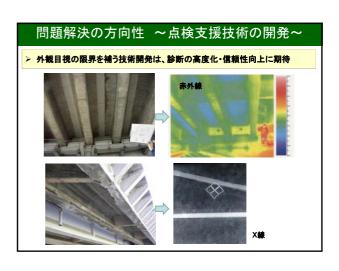


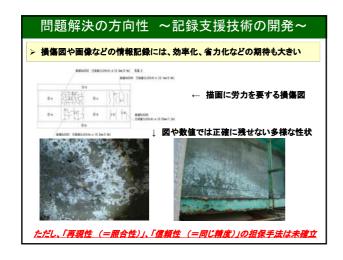
















# メンテナンス時代に必要な取り組みと方向性

<維持管理体制の再構築と技術開発>

- 知見の共有、技術力の確保
- 「定期」点検の確実な実施
- ・ (技術者の肉眼による)近接目視の実施
- ・ 記録の保存
- 技術開発①: 点検支援、記録支援
- 技術開発②:長寿命化
- ・技術開発③:維持管理性の向上